

【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
農区第1号	川口漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ三直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度七分五十一秒東経百三十度二十一分二十七秒の点 イ 北緯三十三度七分三十五秒東経百三十度二十一分二十六秒の点 ウ 北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分六秒の点	第一種区画漁業 (かきひび建養殖業)	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田、同九網	-
	大川漁業協同組合								
	上新田漁業協同組合								
農区第11号	川口漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ三直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度七分五十一秒東経百三十度二十一分二十七秒の点 イ 北緯三十三度七分三十五秒東経百三十度二十一分二十六秒の点 ウ 北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分六秒の点	第三種区画漁業 (かき養殖業)	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田、同九網	-
	大川漁業協同組合								
	上新田漁業協同組合								
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度七分十七秒東経百三十度十九分五十七秒の点 イ 北緯三十三度七分十二秒東経百三十度二十分十六秒の点 ウ 北緯三十三度六分五十二秒東経百三十度二十分八秒の点 エ 北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十一分一秒の点 オ 北緯三十三度六分二十六秒東経百三十度十九分四十八秒の点 カ 北緯三十三度六分二十八秒東経百三十度十九分四十三秒の点 キ 北緯三十三度六分四十四秒東経百三十度十九分四十四秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津	-
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度七分二十七秒東経百三十度二十分四十六秒の点 イ 北緯三十三度七分二十三秒東経百三十度二十一分一秒の点 ウ 北緯三十三度六分三十四秒東経百三十度二十分四十九秒の点 エ 北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分十六秒の点 オ 北緯三十三度七分二十六秒東経百三十度二十分三十秒の点 カ 北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十分四十七秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神埼市千代田町	-

農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度六分三十七秒東経百三十度二十分十四秒の点 イ 北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十分四十九秒の点 ウ 北緯三十三度六分三秒東経百三十度二十分三十九秒の点 エ 北緯三十三度六分六秒東経百三十度二十分十四秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間	—
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ九直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十分九秒の点 イ 北緯三十三度五分五十一秒東経百三十度二十分八秒の点 ウ 北緯三十三度四分四秒東経百三十度十九分三十六秒の点 エ 北緯三十三度四分八秒東経百三十度十九分一秒の点 オ 北緯三十三度四分十四秒東経百三十度十九分三秒の点 カ 北緯三十三度四分十五秒東経百三十度十八分五十七秒の点 キ 北緯三十三度四分五十二秒東経百三十度十八分五十九秒の点 ク 北緯三十三度五分六秒東経百三十度十九分二秒の点 ケ 北緯三十三度六分三秒東経百三十度十九分二十秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町	—
農区第205号	川口漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度八分十一秒東経百三十度二十分五十九秒の点 イ 北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十一分五秒の点 ウ 北緯三十三度八分四秒東経百三十度二十一分二秒の点 エ 北緯三十三度八分七秒東経百三十度二十分五十六秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字津、同一木、同紅粉屋、同新田(字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)	—
農区第206号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十一分六秒の点 イ 北緯三十三度八分六秒東経百三十度二十一分十秒の点 ウ 北緯三十三度七分五十八秒東経百三十度二十一分四秒の点 エ 北緯三十三度八分一秒東経百三十度二十一分の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—

農区第207号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ、サ、クの各点、シ、ス、セ、ソ、シの各点及びタ、チ、ツ、キ、タの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>ア 北緯三十三度七分三十八秒東経百三十度二十一分十秒の点 イ 北緯三十三度七分三十四秒東経百三十度二十一分二十九秒の点 ウ 北緯三十三度六分五十四秒東経百三十度二十一分二十六秒の点 エ 北緯三十三度六分十三秒東経百三十度二十一分十七秒の点 オ 北緯三十三度五分五十七秒東経百三十度二十分五十三秒の点 カ 北緯三十三度六分九秒東経百三十度二十四分四十七秒の点 キ 北緯三十三度六分三十六秒東経百三十度二十分五十四秒の点 ク 北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分十九秒の点 ケ 北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分二十一秒の点 コ 北緯三十三度五分五十九秒東経百三十度二十分五十五秒の点 サ 北緯三十三度五分五十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点 シ 北緯三十三度七分八秒東経百三十度二十一分二秒の点 ス 北緯三十三度七分四秒東経百三十度二十一分二十七秒の点 セ 北緯三十三度七分三秒東経百三十度二十一分二十七秒の点 ソ 北緯三十三度七分七秒東経百三十度二十一分二秒の点 タ 北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点 チ 北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十一分二十一秒の点 ツ 北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十一分二十一秒の点</p>	第一種区画漁業(のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—
---------	----------------	----------------------	--	-------------------	-----------------	------------------------	----	--------------------------------------	---

農区第208号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ウ、カ、キの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 北緯三十三度七分東経百三十度二十一分三十六秒の点 イ 北緯三十三度七分六秒東経百三十度二十一分五十三秒の点 ウ 北緯三十三度六分二十四秒東経百三十度二十一分四十六秒の点 エ 北緯三十三度五分五十二秒東経百三十度二十一分四十一秒の点 オ 北緯三十三度六分八秒東経百三十度二十一分二十四秒の点 カ 北緯三十三度六分二十七秒東経百三十度二十一分二十七秒の点 キ 北緯三十三度六分二十八秒東経百三十度二十一分二十八秒の点 ク 北緯三十三度六分二十六秒東経百三十度二十一分四十六秒の点</p>	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—
農区第209号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ十一直線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ス、カ、アの各点及びコ、エ、シ、ケ、コの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>ア 北緯三十三度六分九秒東経百三十度二十一分十七秒の点 イ 北緯三十三度六分十秒東経百三十度二十一分十八秒の点 ウ 北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十一分四十六秒の点 エ 北緯三十三度五分八秒東経百三十度二十一分四十一秒の点 オ 北緯三十三度四分四十八秒東経百三十度二十一分四十秒の点 カ 北緯三十三度四分四十七秒東経百三十度二十一分三十五秒の点 キ 北緯三十三度四分三十七秒東経百三十度二十一分三十七秒の点 ク 北緯三十三度四分三十六秒東経百三十度二十一分二十六秒の点 ケ 北緯三十三度五分三秒東経百三十度二十一分十八秒の点 コ 北緯三十三度五分四秒東経百三十度二十一分十八秒の点 サ 北緯三十三度五分五十五秒東経百三十度二十一分五十四秒の点 シ 北緯三十三度五分六秒東経百三十度二十一分四十一秒の点 ス 北緯三十三度四分四十八秒東経百三十度二十一分三十六秒の点</p>	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—

農区第210号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、キの各点、サ、シ、ス、セ、サの各点、ソ、タ、チ、ツ、ソの各点、テ、ト、ナ、ニ、テの各点、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヌの各点及びヒ、フ、ヘ、ホ、ヒの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>ア 北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分四十三秒の点 イ 北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分四十五秒の点 ウ 北緯三十三度四分五十四秒東経百三十度二十一分十七秒の点 エ 北緯三十三度四分二十二秒東経百三十度二十一分二十四秒の点 オ 北緯三十三度三分五十一秒東経百三十度二十一分二十五秒の点 カ 北緯三十三度三分五十八秒東経百三十度二十分二十五秒の点 キ 北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分五十六秒の点 ク 北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分五十七秒の点 ケ 北緯三十三度三分五十六秒東経百三十度二十分四十二秒の点 コ 北緯三十三度三分五十六秒東経百三十度二十分四十一秒の点 サ 北緯三十三度五分十一秒東経百三十度二十一分九秒の点 シ 北緯三十三度五分九秒東経百三十度二十一分十秒の点 ス 北緯三十三度三分五十四秒東経百三十度二十分五十九秒の点 セ 北緯三十三度三分五十四秒東経百三十度二十分五十八秒の点 ソ 北緯三十三度五分三十六秒東経百三十度二十分三十九秒の点 タ 北緯三十三度五分三十四秒東経百三十度二十分五十八秒の点 チ 北緯三十三度五分三十三秒東経百三十度二十分五十九秒の点 ツ 北緯三十三度五分三十五秒東経百三十度二十分三十九秒の点 テ 北緯三十三度五分九秒東経百三十度二十分三十五秒の点</p>	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—
---------	----------------	----------------------	---	-----------------------	-----------------	------------------------	----	--------------------------------------	---

		ト 北緯三十三度五分六秒東經百三十度二十一分十二秒の点 ナ 北緯三十三度五分二秒東經百三十度二十一分十三秒の点 ニ 北緯三十三度五分六秒東經百三十度二十分三十五秒の点 ヌ 北緯三十三度四分四十一秒東經百三十度二十分三十一秒の点 ネ 北緯三十三度四分三十五秒東經百三十度二十一分二十一秒の点 ノ 北緯三十三度四分三十二秒東經百三十度二十一分二十二秒の点 ハ 北緯三十三度四分三十八秒東經百三十度二十分三十秒の点 ヒ 北緯三十三度四分二十秒東經百三十度二十分二十八秒の点 フ 北緯三十三度四分十四秒東經百三十度二十一分二十四秒の点 ヘ 北緯三十三度四分十二秒東經百三十度二十一分二十四秒の点 ホ 北緯三十三度四分十九秒東經百三十度二十分二十七秒の点					
--	--	--	--	--	--	--	--

農区第211号	福岡有明海漁業共同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、カ、ネ、ヌ、コ、カの各点、キ、ク、ケ、カ、キの各点、サ、シ、ス、セ、サの各点、ソ、タ、チ、ツ、ソの各点及びテ、ト、ナ、ニ、テの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>ア 北緯三十三度六分二秒東経百三十度二十分二十九秒の点 イ 北緯三十三度六分一秒東経百三十度二十分四十秒の点 ウ 北緯三十三度三分五十九秒東経百三十度二十分二十一秒の点 エ 北緯三十三度四分三秒東経百三十度十九分四十二秒の点 オ 北緯三十三度五分四十秒東経百三十度二十分十秒の点 カ 北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分二十四秒の点 キ 北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分二十四秒の点 ク 北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分三十六秒の点 ケ 北緯三十三度五分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒の点 コ 北緯三十三度五分三十八秒東経百三十度二十分二十三秒の点 サ 北緯三十三度五分十五秒東経百三十度二十分三秒の点 シ 北緯三十三度五分十一秒東経百三十度二十分三十二秒の点 ス 北緯三十三度五分八秒東経百三十度二十分三十一秒の点 セ 北緯三十三度五分十二秒東経百三十度二十分二秒の点 ソ 北緯三十三度四分四十七秒東経百三十度十九分五十四秒の点 タ 北緯三十三度四分四十二秒東経百三十度二十分二十八秒の点 チ 北緯三十三度四分四十秒東経百三十度二十分二十七秒の点 ツ 北緯三十三度四分四十四秒東経百三十度十九分五十三秒の点 テ 北緯三十三度四分二十七秒東経百三十度十九分四十八秒の点 ト 北緯三十三度四分二十二秒東経百三十度二十分二十五秒の点 ナ 北緯三十三度四分二十秒東経百三十度二十分二十四秒の点 ニ 北緯三十三度四分二十五秒東経百三十度十九分四十八秒の点 ヌ 北緯三十三度四分一秒東経百三十度二十分二秒の点 ネ 北緯三十三度四分一秒東経百三十度二十分四秒の点</p>	第一種区画漁業(のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	—
---------	----------------	----------------------	---	-------------------	-----------------	------------------------	----	--------------------------------------	---

農区第212号	川口漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分一秒の点 イ 北緯三十三度七分三十九秒東経百三十度二十一分五秒の点 ウ 北緯三十三度七分二十三秒東経百三十度二十一分一秒の点 エ 北緯三十三度七分二十七秒東経百三十度二十分四十七秒の点 オ 北緯三十三度七分三十七秒東経百三十度二十分四十九秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田(字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)	—
農区第213号	川口漁業協同組合 大川漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域 ア 北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分十四秒の点 イ 北緯三十三度六分三秒東経百三十度二十分二十八秒の点 ウ 北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分二十三秒の点 エ 北緯三十三度五分四十一秒東経百三十度二十分十秒の点 オ 北緯三十三度五分五十二秒東経百三十度二十分十四秒の点	第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)	9月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田(字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)	—